

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和4年6月10日付けの支給済み保護費返還決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

〇〇福祉事務所は法63条適用の支給済み保護費の返還決定処分にあたり、法63条の返還の有無及びその額の決定について請求人の生活実態を十分に把握せず、自立更生に必要な控除の検討を行うための弁明の機会を設けない本件処分は、そもそも処分庁の指導指示、調査不足に起因するものであり、請求人に責任が押しつけられているにすぎない。

自立更生に必要な返還額の控除については平成21年3月31日厚生労働省社会局保護課長事務連絡・生活保護手帳別冊問答集問13-5にある「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額を控除できる」。少なくとも、全額を返還額とすることが当該世帯の自立を阻害するかどうか、自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものかどうか等の調査を行い、控除の額を認定するかどうかの検討・判断を示すべきであるのに怠っている。

ケース診断会議を開かず、返還控除について十分な調査・検討もなさ

れないで決定された本件処分は、合理性があるとは認められず、全額を返還請求したことは、裁量権の逸脱ないし濫用があると考える。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 1 月 1 4 日	諮問
令和 5 年 1 月 2 2 日	審議（第84回第2部会）
令和 6 年 1 月 1 9 日	審議（第85回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 収入の認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(7)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

(3) 費用返還義務

ア 法 6 3 条の規定

法 6 3 条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 課長通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 2 4 年 7 月 2 3 日社援保発 0 7 2 3 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 1・(1)によれば、法 6 3 条に基づく費用返還の取扱いについて、「法 6 3 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等を挙げている(以下、上記返還額からの控除を「自立更生免除」という。)

ただし、使途として、「いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)」、「贈与等により当該世帯以外のために充てられた額」、「保有が容認されない物品等の購入に充てられた額」及び「保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」は、自立更生免除に含まれないとされている(課長通知 1・(1)・④・(ア)から(エ)まで)。

ウ 運用事例集

「生活保護運用事例集 2 0 1 7」(平成 2 9 年 3 月東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成、令和 3 年 1 2 月改訂。以下「運用事例集」という。) 問 7-1 9 によれば、保護受給前に支払った医療費の高額療養費支給額は、保護開始時からの資力として法 6 3 条の対象とされている。

(4) 次官通知、課長通知及び運用事例集の位置付け

次官通知は、地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

また、課長通知は、地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として、運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

(1) 法 63 条の適用について

請求人は、令和 4 年 2 月 15 日に、高額療養費の支給（本件入金）として、〇〇市〇〇課から 103,498 円の振込みを受けたことが認められる。

次官通知によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。また、運用事例集問 7-19 によれば、保護開始前に支払った医療費の高額療養費支給額は、保護開始日の資力と認定されることから、請求人の保護開始日である令和 3 年 2 月 10 日以降、法 63 条に規定する資力があるにもかかわらず、保護を受けたことになるため、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、保護の実施機関に対してその定める額を返還しなければならないことになる。

そして、支給済み保護費の額（115,878 円）は、本件入金を上回ることから、本件入金と同額の保護費が返還対象となる。

(2) 自立更生免除について

自立更生免除を認めるに当たっては、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額であるとされるが、いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）は自立更生の範囲に含まれない（課長通知 1・(1)・④・(7)）。処分庁が、請求人への聞き取りにより本件入金は生活費として費消した旨の報告を受け、ケース診断会議において自立更生免除の適用は認められないと判断したことに、違法又は不当とすべき点を認めることはできない。

(3) 小括

以上によれば、本件処分は、上記 1 の法令等の規定に則ってなされたものと認められることから、これを違法、不当と評価することはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、請求人の生活実態を十分に把握せず、自立更生に必要な控除の検討をせずに行った本件処分は不当である旨を主張するが、担当職員は、保護開始時に、収入があった場合には申告する必要があることなど、生活保護制度について説明し、請求人から同意書を受領している。また、本件入金が収入認定の対象となり、支給済み保護費の返還が必要になることを説明するとともに、本件入金を費消したことの聞き取りを行っている。その上で、ケース診断会議において、支給済み保護費の返還により、請求人の自立を阻害するおそれはないと判断して行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のことから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来